

パブリックコメント、第6回協議会を踏まえた、駐車施設基本計画の修正ポイント

資料-1

【駐車施設基本計画】	計画本編の修正箇所を含む該当頁	計画素案への反映案
(パブリックコメントから抽出したご意見)		
①自動車の流入抑制（駐車施設の抑制）の意味、目的について	3	○「歩くまち・京都」総合交通戦略の基本理念にある、「公共交通に乗って、たくさんの人達がまちに集まり、賑わいを生み出す持続可能な都市であり続けること」を自動車の流入抑制の目的とし（駐車施設基本計画素案に記載済）、これに、総合交通戦略における数値目標を追記することで、自動車の流入抑制の目的を明確にした。
②自動二輪車の駐車施設整備の方針について	7, 12, 15	○「自動二輪車についても、交通の集中する地区においては、駐車需要の抑制を図ったうえで、必要となる駐車施設については確保していく」という方針を追記
③駐車場案内システムの高度化について	7, 13, 20	○駐車場案内システムの対象として、「小規模駐車施設」を含むことや、観光地においても、駐車場案内システムを活用し、目的地とパーク・アンド・ライド駐車施設への適切な誘導を目指すことを追記
④駐車施設に関する施策の広報、周知について	7	○「既存の駐車施設を有効に活用する施策」において、有効活用の成功事例について広く周知することを追記
⑤公共交通利用者と自動車利用者の交通条件の公平化について	10	○「公共交通利用促進策の計画・実施に対する附置義務の引き下げ」における、公共交通利用促進策の例として、総合交通戦略における「交通条件の公平化」の内容を追記
(第6回協議会でのご意見)		
⑥駐車施設基本計画の方針における、駐車施設のマネジメントについて	6	○駐車施設基本計画の対応方針において、「整備、配置、状況把握等の駐車施設に関わる施策は、駐車施設問題に対し個別に対応するのではなく、継続的に計画・検証・見直しを行いながら、施策全体をマネジメントすることによって、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしへの転換を促す。」という駐車施設のマネジメントについて追記
⑦地域特性に応じた駐車施設整備に関する基準等の策定において対象とする駐車施設について	11	○附置義務駐車場だけではなく、コインパーキングを含む時間貸駐車施設などの整備、配置についても検討することを追記
⑧景観に配慮した、「京都らしい」駐車施設の推進について	16	○「景観に配慮した駐車施設の推進」において、「京都らしいデザインの駐車施設の創出」を追記